

# 令和元年度第16回庁議 議事要旨(記録)

令和元年8月16日庁議資料

開催日 令和元年8月6日 (火曜日)  
開催場所 市長公室  
開始時間 午前 10時00分  
終了時間 午前 11時00分

## 庁議内容

- |       |   |                               |
|-------|---|-------------------------------|
| 付議    | 1 | 大学通り緑地帯全体計画の中間報告と今後に向けた対応について |
|       | 2 | 「国立市特定事業主行動計画」の策定について         |
| 報告事項  | 3 | 国立市生活保護業務の不適正処理に関する報告書について    |
| その他報告 | 4 | 事務事業評価委員会評価対象事業と開催日程について      |

## 出席者(14名)

庁議メンバー  
(14名)  
市長  
副市長  
教育長  
政策経営部長  
行政管理部長  
健康福祉部長  
子ども家庭部長  
事業団設立準備担当部長  
生活環境部長  
都市整備部長  
都市整備部参事  
会計管理者  
議会事務局長  
教育次長

代理出席者  
(0名)

## 【付議】

1. 大学通り緑地帯全体計画の中間報告と今後に向けた対応について  
・説明員：環境政策課長  
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
2. 「国立市特定事業主行動計画」の策定について  
・説明員：職員課長、人事・人材育成係長  
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

## 【報告事項】

3. 国立市生活保護業務の不適正処理に関する報告書について  
・説明員：生活福祉担当課長  
<内容>  
生活保護業務の不適正処理の調査結果等について報告があった。

## 【その他報告】

4. 事務事業評価委員会評価対象事業と開催日程について  
・説明員：政策経営部長  
<内容>  
8月5日(月)の第1回事務事業評価委員会において決定された評価対象事業及び今後の開催日程について報告があった。

付議事案名：大学通り緑地帯全体計画の中間報告と今後に向けた対応について

提案課 生活環境部 環境政策課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ①  決裁後公開します
- ②  (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

- 1. 付議目的（理由）

現在、くにたち花と緑のまちづくり事業では、くにたち花と緑のまちづくり協議会に属する大学通り全体計画検討会（以下、「検討会」という）において、大学通り緑地帯全体に係る保全と利活用について全体計画の検討案を協議してきている。  
今回、大学通り緑地帯全体計画（素案）の中間報告を行うとともに、本計画の策定にあたっては横断的な対応が必要になってくるため、庁内検討委員会の設置等を含め、今後の対応について庁内の合意形成を図る。
- 2. 経過及び現状
  - 平成25年4月 くにたち花と緑のまちづくり協議会の立ち上げ。
  - 平成30年3月 大学通り緑地帯全体計画に係る検討会の立ち上げ。  
※平成30年実績 学識メンバー等会議2回、検討会概ね月1回ペースで8回、フィールドワーク1回実施。
  - 令和元年 7月 大学通り緑地帯桜の管理方針（案）策定。
- 3. 具体的な措置  
庁議後、大学通り緑地帯の全体計画に関連する部署を中心とした検討委員会を設置し、今年度中を目途に、全体計画（素案）の策定に向け検討を行う。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

- 【主な質疑等】
  - ・全体計画における6つの要素の関係性は。  
→ 検討会の議論の中で、「景観」をその他の要素の上位に位置付けることとした。
- 【意見】
  - ・駐輪場の扱いについても検討が必要であるため、庁内検討委員会の委員に道路交通課長も加えるべき。
- 【指示事項】
  - ・庁内検討委員会の位置付け及び検討会との関係性を明確にすること。

付議事案名：「国立市特定事業主行動計画」の策定について

提案課 行政管理部 職員課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ①  決裁後公開します  
②  (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの計画を策定するため、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく国立市特定事業主行動計画策定にあたり、策定スケジュール等について庁内の合意形成を図ることを目的とする。

2. 経過及び現状

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の計画期間が平成27年4月1日から平成32年3月31日まで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を、国立市では平成27年に策定した国立市女性活躍推進アクションプランとし、平成27年7月1日から平成32年3月31日までの期間となっている。

3. 具体的な措置

両計画に基づく計画の策定においては一体化を前提に議論を進めていく。全庁的に議論を行うため、国立市特定事業主行動計画策定委員会の運営にあたっては各部より委員を選出するほか、女性職員の参画を促す。

作業部会・ワーキンググループの開催、職員の意見募集等を行いながら、令和2年3月までに策定することを目指す。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【指示事項】

・上位計画である「第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の推進体制である「国立市男女平等推進会議」において、現行の特定事業主行動計画の評価及び新計画の上位目標等を検討すること。